

区内中小企業にうれしい!

求人広告費

給料補助

50万 (最大) 150万 (最大)

+

そこで働く区民にうれしい!

育休支援金

給料の50%

国の制度に上乗せ

全国初!

育休支援制度

最長3歳の年度末まで



区内企業と
そこで働く区民の
ワークライフバランスを
POWER UP!

国と区の制度を合わせた育休期間

0歳 1歳 2歳 3歳 3歳年度末

国の育休制度

江戸川区の支援制度

子育て先進企業 認定制度

長期の育休を推進している企業として、区が認定します。

※育休中の従業員がいなくても申請できます。



問い合わせ

江戸川区子育て支援課 ☎03-5662-0659

制度内容

企業に

求人広告費の補助(最大50万円)

育休者の代わりに働く従業員を採用するための求人広告費の半分を補助します。

企業に

代替従業員と育休者の給料差額補助 (月額12.5万円 年間最大150万円)

代替従業員の給料が育休者の給料を上回る場合に、差額の半分を補助します。パートや派遣社員も対象となります。

育休者の給料が20万円の時	例1	例2
	代替従業員の給料が35万円の場合 $(35万 - 20万) \times \frac{1}{2} = 7.5万 < 12.5万$ (支給額)	代替従業員の給料が50万円の場合 $(50万 - 20万) \times \frac{1}{2} = 15万 > 12.5万$ (支給額)

従業員に

育休支援金(育児休業給付金と同水準)

育休者に対して給料の50%を支給します。

育休支援制度 Q&A

Q1: どのような会社と従業員が対象になりますか。

A1: 区内に本社・事業所がある中小企業とそこで働く区民が対象です。

さらに、少なくとも3歳まで育休がとれる就業規則を定めることが必要です。

Q2: 会社に育休をとる予定の従業員がいないのですが、認定を受けることができますか。

A2: 会社がA1の要件を満たせば認定されます。

Q3: 今年、区内に転入してきた従業員は対象になりますか。

A3: 従業員が同じ会社で引き続き育休を取得していれば対象となります。

Q4: 補助金は、いつまでに申請したらよいですか。

A4: 10日までに申請いただき、翌月中に支給します。申請は2か月に1度です。

会社 (本社・事業所)	育休取得者	対象
江戸川区内	江戸川区民	○
江戸川区内	区外在住	×
区外	江戸川区民	×

業種	資本金 又は出資額	または 従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

各業種の分類は「日本標準産業分類」を準拠
「その他」は製造業、卸売業、小売業、サービス業に含まれない業種
「従業員」は常時使用する従業員数です